

第 22 号 議 案

長崎県国民健康保険条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 8 年 3 月 11 日

長 崎 県 知 事 平 田 研

長崎県国民健康保険条例の一部を改正する条例

長崎県国民健康保険条例（平成29年長崎県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第 1 章～第 3 章 略</p> <p>第 4 章 国民健康保険事業費納付金（第 9 条－<u>第26条</u>）</p> <p>第 5 章 雑則（<u>第27条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（国民健康保険事業費納付金の徴収）</p> <p>第 9 条 略</p> <p>2 前項に規定する国民健康保険事業費納付金の額は、算定政令、国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、<u>財政安定化基金</u>及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第111号）及びこの条例で定めるところにより算定するものとする。</p> <p>（医療費指数反映係数）</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章～第 3 章 略</p> <p>第 4 章 国民健康保険事業費納付金（第 9 条－<u>第23条</u>）</p> <p>第 5 章 雑則（<u>第24条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（国民健康保険事業費納付金の徴収）</p> <p>第 9 条 略</p> <p>2 前項に規定する国民健康保険事業費納付金の額は、算定政令、国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第111号）及びこの条例で定めるところにより算定するものとする。</p> <p>（医療費指数反映係数）</p>

第10条 医療費指数反映係数は、0とする。ただし、各市町における保険料の急激な増加を抑制するために配慮する必要があると知事が認めるときは、この限りでない。

(一般納付金所得係数)

第11条 略

第12条～第14条 略

(後期高齢者支援金等納付金所得係数)

第15条 略

第16条～第18条 略

(介護納付金納付金所得係数)

第19条 略

第20条～第22条 略

(子ども・子育て支援納付金納付金所得係数)

第23条 子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、県に係る第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数と

第10条 医療費指数反映係数は、0から1までの範囲内において知事が定める数とする。

2 知事は、前項の医療費指数反映係数を定めるに当たっては、各市町における保険料の急激な増加が抑制されるよう配慮するものとする。

(年齢調整後医療費指数)

第11条 年齢調整後医療費指数は、各市町につき、当該市町に係る算定政令第9条第4項第1号に掲げる値とする。

(一般納付金所得係数)

第12条 略

2 第10条第2項の規定は、前項の一般納付金所得係数を算定する場合に準用する。

第13条～第15条 略

(後期高齢者支援金等納付金所得係数)

第16条 略

2 第10条第2項の規定は、前項の後期高齢者支援金等納付金所得係数を算定する場合に準用する。

第17条～第19条 略

(介護納付金納付金所得係数)

第20条 略

2 第10条第2項の規定は、前項の介護納付金納付金所得係数を算定する場合に準用する。

第21条～第23条 略

する。

(1) 算定政令第11条の2第3項第1号に掲げる額

(2) 算定政令第11条の2第3項第2号に掲げる額

(子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合)

第24条 子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、各市町につき、算定政令第11条の2第4項第1号に掲げる数とする。

(子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合)

第25条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、各市町につき、当該市町に係る算定政令第11条の2第5項第2号に掲げる数とする。

(子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数)

第26条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数は、0を超え、かつ、1未満の範囲内において知事が定める数とする。

第5章 雑則

第27条 略

第5章 雑則

第24条 略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の施行により国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（令和8年政令第2号）が公布されたこと等に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。